

平成 26 年 3 月 27 日
消 防 庁

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁では、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する省令（案）等の内容について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令を公布しました。

1 制定内容

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令は、消防法施行令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき、床面から天井までの高さが 10 メートル以下であること等の要件を満たした特定駐車場において、消防法施行令第 13 条及び第 15 条の規定により設置し、及び維持しなければならない泡消火設備に代えて特定駐車場用泡消火設備を用いることができることとし、当該特定駐車場用泡消火設備に関し、必要な事項を定めるものです。

2 意見募集の結果

省令案について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令を公布しました。

- 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年総務省令第 23 号）



（事務連絡先）
消防庁予防課
（担当：吉村補佐、青島）
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令について（概要）

消防庁 予防課

【概要】

駐車場に設置される泡消火設備について、従来の泡消火設備（令第13条に規定されるもの）に代え、閉鎖型泡水溶液ヘッドを用い、火災が発生した部分にのみ泡水溶液を放射する設備が実用化されている。

当該設備について、性能鑑定に基づく令第32条の適用による設置及び消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等としての設置により、相当数の知見が蓄積されてきたことから、令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準を制定するものである。

【制定の経緯】

当該設備については、平成24年3月末時点で、性能鑑定に基づく消防法施行令第32条の適用による設置が481件、消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等として総務大臣の認定により設置されたものが10件あり、相当数の知見が蓄積されてきた。

これを受け、平成22年に、一般則化するために必要な要件等が有識者により検討され、平成22年3月に「新技術を用いた性能規定化に関する作業部会報告書」においてとりまとめられた。

平成23年には、関係業界から意見を聴取しながら検討をさらに進め、感知性能（感知すべき小火源における感知ができる設置範囲、想定される大火源における開放個数）、消火性能（想定される大火源における消火能力）に区分して性能を確認し、平成24年には、「消防用設備等の技術基準のあり方に係る有識者会議」において、駐車場の想定火災における燃料漏えい量に係る検討、及び閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備の検証試験方法に係る検討を行い、一定の結論を得た。

以上を踏まえ、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備について、令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準を制定する。

【施行期日】 公布の日

**【特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）
についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】**

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	感熱継手と一斉開放弁それぞれに接続できる開放型ヘッドの数が異なるのはおかしい。2個または4個に合わせるべきではないか。	消防法施行令第 29 条の 4 に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、過去の蓄積された知見に基づき新たに規定するものであることから、特定駐車場用泡消火設備についても、既に実用化されている設備の例をもとに、一の感知継手及び一斉開放弁に接続できる開放型ヘッドの数はそれぞれ 2 以下及び 4 以下と規定しています。
2	電気自動車やハイブリッド自動車などに対する有効性を明らかにして欲しい。	技術基準のあり方に係る有識者会議において、電気自動車における火災の発熱速度等については、ガソリン車とほぼ同等であると報告されています。 なお、駐車場における車両火災としては、①燃料漏洩によるもの（油火災）、②車室内の可燃物が燃焼するもの（普通火災）③隣接車両等から延焼するものが想定されますが、特定駐車場用泡消火設備はいずれの火災に対しても火災の拡大を初期に抑制する性能を有しています。
3	火災感知用ヘッドは、閉鎖型泡水溶液ヘッドと同様の構造や性能を有していれば良いのか。	消防法施行規則第 18 条第 4 項第 10 号イに規定する火災感知用ヘッドと同様の扱いとなります。
4	泡ヘッドの機器自体の基準と、同じく泡ヘッドの火災消火性能の基準が示されていない。市販の泡ヘッドであれば種類を問わず何でも設置して良いか。	消防法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に規定する泡ヘッドと同様の扱いとなります。
5	① 大型自動車を主に駐車するような場所であっても、その部分が今回定められる「特定駐車場」の要件を満たしていれば、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備を設置することは問題ない	① 従前から大型自動車と普通自動車を区別せず、普通自動車をもって性能について検証を行っていることから、特定駐車場用泡消火設備においても同様としています。

<p>か？</p> <p>② 閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備には、手動式の起動装置を設ける必要はないか？自動式の起動装置のみを設ければ問題ないのか？</p> <p>③ 閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備に、送水口を設けることは問題ないか？</p> <p>④ 第2条第1号に「床面から天井までの高さが十メートル以下の部分」とあるが、その中の「天井までの高さ」の文言を「集熱板までの高さ」と読み替えて対応することは問題ないか？もしそれが、不可ということであれば、消防法施行規則第13条の2第4項第1号ハ中「ヘッドの取付け面」の文言を「集熱板」と読み替えて対応することも不可と考えてよろしいか？</p> <p>⑤ 第2条第1号に「床面から天井までの高さが十メートル以下の部分」とあるが天井までの平均の高さと解釈してよろしいか？</p>	<p>② 特定駐車場用泡消火設備に用いられる閉鎖型泡水溶液ヘッドは、熱を感知し泡水溶液を放射する機構となっていることから、手動式の起動装置等は不要です。</p> <p>③ 特定駐車場用泡消火設備は、水を単独で放射するものではなく、泡消火薬剤と水を混合し、泡水溶液として放射する設備であり、必要な消火剤量及び水源水量はあらかじめ確保する必要があることから、送水口は不要です。</p> <p>④ 天井を集熱板と読み替えての対応はできません。</p> <p>⑤ 平均の高さではなく、全ての地点における最高の高さとなります。</p>
--	--

○総務省令第二十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

（同項に規定するものをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定駐車場 令別表第一に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、次に掲げるものをいう。

イ 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができ構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は二階以上の階にあつては二百平方メートル以上、一階にあつては五百平方メートル以上、屋上部分にあつては三百平方メートル以上のものうち、床面から天井までの高さが十メートル以下の部分

ロ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が十以上のものうち、床面から天井までの高さが十メートル以下のもの

二 特定駐車場用泡消火設備 特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。

三 単純型平面式泡消火設備 第一号イに規定する特定駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除く。以下「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであつて、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備（次号から第七号までに掲げるものを除

く。)をいう。

四 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド(特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであつて、感熱体を有しないものをいう。以下同じ。)及び感知継手(火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッド(消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。))第十八条第一項第一号に規定する泡ヘッドをいう。以下同じ。)に泡水溶液を供給する継手をいう。以下同じ。)を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

五 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

六 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド(規則第十八条第四項第十号イに規定する火災感知用ヘッドをいう。以下同じ。)、閉鎖型スプリンクラーヘッド(規則第十三条の二第一項に規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドをいい、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治

省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。)に限る。以下同じ。)及び一斉開放弁(令第三十七条第十一号に規定する一斉開放弁をいう。以下同じ。)を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

七 一斉開放弁ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

八 機械式泡消火設備 第一号に規定する特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分(以下「機械式特定駐車場」という。)において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

九 流水検知装置 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和五十八年自治省令第二号)の規定に適合する流水検知装置をいう。

十 有効感知範囲 消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用

ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。

十一 有効放射範囲 消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。

十二 有効警戒範囲 前二号に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

(泡消火設備に代えて用いることができる特定駐車場用泡消火設備)

第三条 特定駐車場において、令第十三条及び第十五条の規定により設置し、及び維持しなければならない泡消火設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、特定駐車場用泡消火設備とする。

(単純型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

第四条 単純型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、規則第十三条の二第四項第一号イからニまでの規定に準じて設けることと

するほか、次に定めるところによること。

イ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に依じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
三十九度未満	七十九度未満
三十九度以上六十四度未満	七十九度以上百二十一度未満

ロ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下同じ。）のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

二 水源の水量は、次のイ及びロに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

イ 消防庁長官が定める試験方法において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下「最大開放個数」という。）又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッド

ドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が八以下の場合にあつては、八）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を十分間放射することができ量

$$N \parallel 10 \times (2.3)^2 \div r^2$$

r は、閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の半径（二以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる場合にあつては最小の半径に限る。）（単位 メートル）

N は、閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位 個）

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

三 流水検知装置は、次に定めるところによること。

イ 流水検知装置の一次側（流水検知装置への流入側で弁体までの部分をいう。以下同じ。）には、圧力計を設けること。

ロ 流水検知装置の二次側（流水検知装置からの流出側で弁体からの部分をいう。以下同じ。）に圧力の設定を必要とする特定駐車場用泡消火設備にあつては、当該流水検知装置の圧力設定値よりも二次側の圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置を設けること。

- ハ 流水検知装置の二次側は泡水溶液を満たした状態とすること。
- 四 単純型平面式泡消火設備に併せて自動火災報知設備を設置する場合には、当該設備の感知器は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。）に適合するものを規則第二十三条第四項の規定に準じて設けること。
- 五 泡消火薬剤の貯蔵量は、第二号イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。
- 六 泡消火薬剤の貯蔵場所及び加圧送水装置は、点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれが多く、かつ、当該泡消火薬剤が変質するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- 七 呼水装置、非常電源及び操作回路の配線は、規則第十二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の規定の例により設けること。
- 八 配管は、規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。
- 九 加圧送水装置は、規則第十八条第四項第九号の規定に準じて設けること。

十 起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

十一 自動警報装置は、規則第十八条第四項第十二号の規定に準じて設けること。

十二 泡消火薬剤混合装置は、規則第十八条第四項第十四号の規定に準じて設けることとするほか、消火に有効な泡を生成するために適した泡水溶液を混合することができるものとする。

十三 規則第十二条第一項第八号の規定は、単純型平面式泡消火設備について準用すること。

十四 泡消火薬剤貯蔵槽、加圧送水装置、非常電源、配管等は規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講じること。

十五 単純型平面式泡消火設備の配管の末端には、流水検知装置の作動を試験するための弁を規則第十四条第五号の二の規定に準じて設けること。

（感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

第五条 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、前条（第一号口及び第二号を除く。）の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、次に定めるところによること。

イ 感知継手は、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に依じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
三十九度以上六十四度未満	七十九度未満
三十九度未満	七十九度以上百二十一度未満

ロ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び感知継手の有効感知範囲内に包含できるように設けること。

二 開放型泡水溶液ヘッドは、次に定めるところによること。

イ 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

ロ 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は二以下とすること。

三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

四 水源の水量は、次のイ及びロに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

イ 前条第二号イに定める量又は次の(イ)若しくは(ロ)に定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が八以下の場合にあつては、八）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を十分間放射することができる量

(イ) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

(ロ) 前条第二号イに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

五 配管は、感知継手の二次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

（感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

第六条 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条（第一号ロ及び第二号を除く。）並びに前条第一号、第四号及び第五号の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 泡ヘッドは、令第十五条第一号及び規則第十八条第一項の規定の例により設置するほか次に定めるところによること。

イ 泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

ロ 一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は二以下とすること。

二 閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

（一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

第七条 一 斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条

(第一号ロ及び第二号を除く。)の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下「火災感知ヘッド等」という。)は、次に定めるところによること。

イ 火災感知ヘッド等は、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に依じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。

取り付け場所の最高周囲温度	標示温度
三十九度未満	七十九度未満
三十九度以上六十四度未満	七十九度以上百二十一度未満

ロ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び火災感知ヘッド等の有効感知範囲内に包含できるように設けること。

二 開放型泡水溶液ヘッドは、次に定めるところによること。

イ 開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放の開放により放射すること。

ロ 一の一斉開放に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は四以下とすること。

三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

四 水源の水量は、次のイ及びロに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

イ 第四条第二号イに定める量又は次の(イ)若しくは(ロ)に定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が八以下の場合にあつては、八）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に泡水溶液を十分間放射することができる量

(イ) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた開放型泡水溶液ヘッドが接続された一斉開放の個数を減

じた個数

(ロ) 第四条第二号イに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲以内に設けられた二以上の開放型泡水溶液ヘッド等が接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

五 配管は、一斉開放弁の二次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

(一斉開放弁ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

第八条 一斉開放弁ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条(第一号ロ及び第二号を除く。)並びに前条第一号、第四号及び第五号の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 泡ヘッドは、令第十五条第一号及び規則第十八条第一項の規定の例により設置するほか次に定めるところによること。

イ 泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

ロ 一の一斉開放弁に接続する泡ヘッドの数は四以下とすること。

二 閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

（機械式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

第九条 機械式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条から第八条までの規定の例によるほか、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けること。ただし、当該機械装置の部分に設ける場合にあつては、第四条第一号（イ及びロ以外の部分に限る。）に定めるところにより設置することを要しない。

（委任規定）

第十条 第四条から第九条までに定めるもののほか、特定駐車場用泡消火設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。